

個人住民税の特別 徴収事務の手引き

山形県飽海郡遊佐町町民課

目 次

1. 特別徴収について	3
2. 特別徴収の根拠法令等	3
3. 特別徴収義務者の指定について	4
4. 特別徴収のしくみ	4
5. 特別徴収義務者に指定した際に送付する書類等	4
6. 特別徴収の事務処理	5
① 給与支払報告書の提出義務	5
② 給与支払報告書提出後に給与所得者が退職等したときの事務	5
③ 特別徴収義務者に指定された際、 退職者や特別徴収に該当する従業員がいる場合の事務手続き	6
④ 6月以降に従業員が退職、または就職した場合の事務手続き	7
⑤ 特別徴収税額の引き去り及び納入	9
⑥ 納期の特例について	11
⑦ 特別徴収義務者の所在地・名義等の変更	11
7. その他の事務処理	11
8. 給与支払報告書の記入方法	13

個人住民税の特別徴収事務の手引き

1. 特別徴収について

個人住民税（町県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収義務者である給与支払者が住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月支払う給与から住民税を徴収し、翌月10日までに各従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

2. 特別徴収の根拠法令等

地方税法第321条の4及び遊佐町税条例第45条の規定により、所得税の源泉徴収義務がある給与を支払う事業者は、特別徴収義務者として住民税を特別徴収しなければならない義務があります。一旦、特別徴収義務者に指定されると従業員が少なくことや、経理事務が煩雑になることを理由に特別徴収を行わないことは認められません。

また、退職者以外の従業員を普通徴収に切替えることもできなくなります。

参 考

地方税法（抜粋）

（給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収）

第321条の3

市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定）

第321条の4

市町村は、前条の規定によって特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者のうち所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第1項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第2項本文の規定によって特別徴収の方法に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第2項本文の規定によって特別徴収に方法によって徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額を合算した額を特別徴収の方法によって徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

2 市町村長が前項後段の規定によって特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の5月31日までにしなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第321条の5

前条の特別徴収義務者は、同条第2項に規定する期日までに同条第1項後段の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合においては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

（市町村民税の脱税に関する罪）

第324条

3 第321条の5第1項若しくは第2項ただし書き又は321条の7の6の規定によって徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

遊佐町税条例第45条（抜粋）

前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第5項の規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者とする。

3. 特別徴収義務者の指定について

遊佐町では、法令遵守と納税の公平性を確保するため、「特別徴収義務のない事業所と特別徴収の対象にならない給与所得者のみを雇用する事業所」を除いて、法令どおり特別徴収義務者として指定を行います。

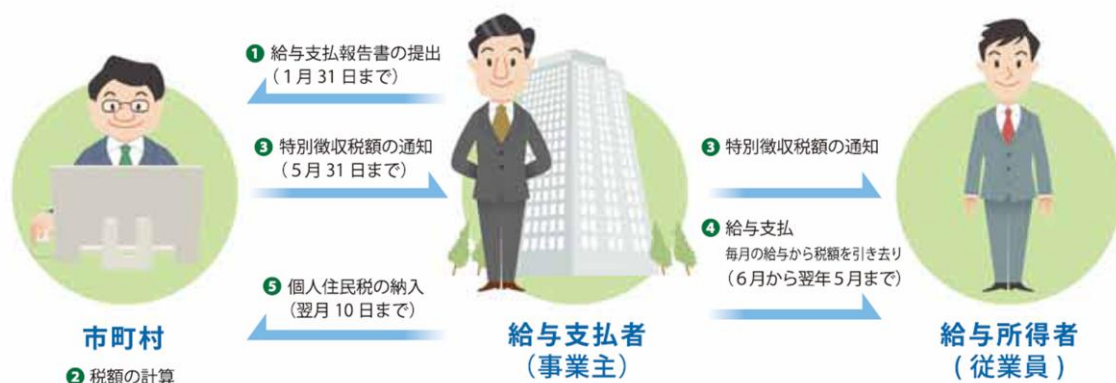
◎ 特別徴収義務のない事業所

所得税の源泉徴収義務のない、常時2名以下の家事使用人のみを雇用する事業所

◎ 特別徴収の対象とならない給与所得者

- ① 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている者（不定期雇用者）
- ② 外国航路を航行する船舶の乗組員で1ヶ月を超える期間以上乗船することとなるため慣行として不定期にその給与の支払いを受けている者
- ③ 4月1日現在、給与の支払いを受けていない者（退職者）

4. 特別徴収のしくみ



- ① …事業主の皆さんから、各従業員のお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出していただきます。
- ②③ …この報告書に基づき、市町村では、従業員ごとの個人住民税の税額を計算し、特別徴収していただく税額を事業主の皆さんにお知らせします。
- ④⑤ …毎月の給与の支払いの際、この税額を引き去りしていただき、翌月10日※までに金融機関を通じて、市町村に納入していただきます。
※従業員が常時10人未満の場合、申請により年2回の納期にすることもできます。

5. 特別徴収義務者に指定した際に送付する書類等

給与支払者を特別徴収義務者に指定した場合は、次の書類を送付します。

- ① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- ② 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- ③ 納付書
- ④ 町民税・県民税特別徴収のしおり（特別徴収義務者指定通知書、異動届出書等が綴られています。）

【普通徴収 記入例】

給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書
 特別徴収
 ◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

半成	年	月	日	給与支払者 〒999-8301 遠佐町遠佐守鳥飼1123番地 名称 鳥海物産株式会社 代表者の職氏名印 鳥海 一郎	郵便番号 999-8301	所在地 遠佐町遠佐守鳥飼1123番地	特別徴収表種別 決定番号 8123456	1 現年度	2 新年度	3 両年度	4 両年度
氏名 遠佐 太郎 フリガナ ユ サ タロウ							年齢 6 月分 6	勤続年数 H24 9.30	勤続月数 25,000	勤続日数 48,800	勤続時間 9.30
住所 旧住所 遠佐町遠佐守鳥飼2236 新住所 〒73,800							給与支払額 73,800	特別徴収額 25,000	未徴収額 48,800	勤続月数 9.30	勤続日数 48,800
本給地又は連絡先 〒73,800							勤続月数 9.30	勤続日数 48,800	勤続時間 9.30	勤続月数 9.30	勤続日数 48,800

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

1. 異動が平成 年12月までで、申告があったため(月 日申出)	給与支払者 職主名印 支払予定日 の徴収予定額	一括徴収する 月分 月	一括徴収する 日割額 円
2. 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため	一括徴収できない理由 (○をしてください)	一括徴収する 月分 月	一括徴収する 日割額 円

転勤等による特別徴収届出書(左欄の注書きを参照してください)

月割額 円	給与支払者 名称 代表者の職氏名印	所在地 フリガナ 名称 代表者の職氏名印	郵便番号 〒	住所 フリガナ 名称 代表者の職氏名印	特別徴収表種別 決定番号 フリガナ 名称 代表者の職氏名印
----------	-------------------------	-------------------------------	-----------	------------------------------	---

ロ) 1月1日以後に退職する場合

退職する従業員の最後の給与または退職手当等が翌月以降に納付すべき金額を超えているときは、本人の申し出に基づくことなく一括徴収してください。(異動者本人の押印は必要ありません。)

B) 就職した場合

- イ) 普通徴収の町・県民税納税通知書発送以後(6月15日)に従業員が就職し、追加して特別徴収を行う場合は、二重納付を防止するため「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」と「個人に送付している町・県民税納税通知書」の納入書を同封するようにしてください。その際、領収書の原本は本人に交付し、役場へはコピーして提出してください。
- ロ) 個人に送付されている町・県民税納税通知書のうち、納期限が過ぎている未納金額は特別徴収に切り替えることはできませんので、本人から納めていただくよう指導いたします。
- ハ) 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書の記入にあたって、普通徴収の納付済額はできる範囲で記入ください。

でに支払われる給与から引き去りを行うようにしてください。

- ハ) 遊佐町指定金融機関（庄内みどり農業協同組合、山形県漁業協同組合、県信連、庄内銀行、きらやか銀行、山形銀行、東北労働金庫）以外の金融機関（郵便局を除く）で納入される場合は手数料が必要となります。仙台貯金事務センター管外の郵便局で納入される場合は、町民税・県民税特別徴収のしおりに綴られている「指定通知書」を郵便局に提出した場合のみ納入が可能になります。

山形県飽海郡遊佐町 町民税特別徴収 領収証書 市区町村コード 064611 口座番号 02230-6-960159 加入者名 遊佐町役場		山形県飽海郡遊佐町 町民税特別徴収 納入書 市区町村コード 064611 口座番号 02230-6-960159 加入者名 遊佐町役場		山形県飽海郡遊佐町 町民税特別徴収 納入済通知書 市区町村コード 064611 口座番号 02230-6-960159 加入者名 遊佐町役場	
納入すべき金額が有る納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入して下さい。	納入すべき金額が有る納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入して下さい。	納入すべき金額が有る納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入して下さい。	納入済通知書の納入金額欄に「ナシ」を記入しないでください。	納入済通知書の納入金額欄に「ナシ」を記入しないでください。	納入済通知書の納入金額欄に「ナシ」を記入しないでください。

指定通知書

平成 年 月 日

郵便局長様

山形県飽海郡遊佐町長 時田博機

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町・県民税（特別徴収）取扱局に指定しましたから通知します。

1. 認可又は承認番号 第6098号
 2. 口座番号 02230-6-960159
 3. 加入者の名称 遊佐町役場
 4. 取りまとめ局 仙台貯金事務センター
 郵便番号 980-8794

B) 退職所得に対する町・県民税の特別徴収

- イ) 退職所得に町・県民税が課税される人（退職所得に所得税が課税された人）の特別徴収税額は、1ヶ月分をまとめ、納入書の裏面の「納入申告書」に記載のうえ、給与から引き去りした特別徴収税額と一緒に納入してください。
- ロ) 退職所得の特別徴収税額の計算方法が不明な場合、役場にお問い合わせください。
- ハ) 会社の役員が退職し、退職手当等を支払った場合は、源泉徴収税額及び特別徴収税額に納入する金額がない場合であっても、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」に記入のうえ、役場に提出しなければならないことになっています。

町民税 県民税 納入申告書	
産後町長様 年 月 日提出 平成 年 月 日	
退職手当等支払金額	
特別徴収税額	町民税
取税額	県民税
地方税法第50条の5及び第38条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 所在地 〒 又は住所 名称 又は氏名	(受付印) 印

◎町民税特別徴収税額払込金融機関

指定金融機関産後町役場蔵出所
 庄内みどり農協町内各支店
 荘内銀行産後支店
 きらやか銀行産後支店
 ゆうちょ銀行

産後町内
 産後郵便局
 高橋郵便局
 吹浦郵便局

山形県内
 山形銀行本(支)店
 山形銀行本(支)店
 きらやか銀行本(支)店
 山形漁業協同組合
 ゆうちょ銀行(郵便局を含む)
 東北労働金庫各支店

山形県外
 指定した銀行又はゆうちょ銀行
 (郵便局を含む)
 東北六県以外指定した郵便局

C) 納入金額の過誤納

納入金額に過誤納があった場合は、役場町民課課税係または納税係に連絡のうえ、その後の納入方法について相談を行ってください。

⑥ 納期の特例について

- A) 給与の支払いを受ける人が常時10人未満の給与支払者で、「特別徴収税額に係る納期の特例に関する承認申請書」を役場に提出し、承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分までを12月10日までに、12月分から5月分までを6月10日までの年2回に分けて納入することができます。
- B) 承認を受けた後、給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなった時は、速やかに「特別徴収税額に係る納期の特例の要件を欠いた旨の届出書」を役場に届け出てください。届出のあった日以後の期間については、納期の特例は適用されません。この場合、届出日の属する月以前については、届出月の翌月10日が納期限納期限となります。なお、届出日以降は、徴収月の翌月10日が納期限です。

⑦ 特別徴収義務者の所在地・名義等の変更

特別徴収義務者の所在地と名称が変更になった場合は、町民税・県民税特別徴収のしおりに綴られている「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届書」を速やかに提出してください。なお、合併等による名称変更の場合、存続法人、解散法人などの相違により指定番号が変更となる場合があります。また、代表者の変更のみの場合は、提出の必要はありません。

7. その他の事務処理

① 事業所または従業員の税額変更

納税者の退職、転勤及び休職または税額の修正によって、事業所全体の税額が変わる場合があります。その際は、役場から新たな「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」と「特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」、納付書を送付しますので、それに基づいて納入してください。

② eLTAX 利用のお願い

eLTAX (エルタックス) を利用すると、「給与支払報告書」、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出」、「特別徴収に係る給与所得者異動届出」を電子申告で提出できるようになります。給与支払報告書等を提出するには、事業所自身または代表者個人の電子証明書が必要になります。eLTAX の詳細は、<http://www.eltax.jp/>をご覧ください。

③ 給与所得以外の所得を普通徴収にしたいとき

給与所得のほかに農業所得等の所得があり、給与所得以外の所得を従業員が事業所に知られたくない、または事業所が知りたくないときは、給与所得以外の所得を普通徴収で納入いただく制度があります。希望される場合は、従業員が確定申告または住民税申告をしていただく際に、「給与・公的年金等に係る所得以外（平成25年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択」（住民税においては、「給与・公的年金等に係る所得以外（平成25年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市町村民税・道府県民税の納税方法）」欄の「自分で納付」にチェックするよう指導してください。

ただし、複数の事業所から給与収入があった場合は、給与所得を特別徴収と普通徴収に分けることはできません。また、給与所得以外の所得が赤字だった場合も、合算して所得が減少することになるため、普通徴収にすることはできません。

この制度はあくまで個人ごとの申告によりますので、事業所が選択することはできません。

【所得税申告書】

○ 住民税・事業税に関する事項										
住民税	16 扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所	配当に関する住民税の特例					
			平 . .		非居住者の特例					
			平 . .		配当割額控除額					
		平 . .			株式等譲渡所得割額控除額					
事業税	非課税所得など	番号	所得金額		寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	条例指定分	都道府県		
	損益通算の特例適用前の不動産所得				住所地の共同募金会			市区町村		
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				日赤支部分					
	事業用資産の譲渡損失など				給与・公的年金等に係る所得以外(平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				給与から差引き	<input checked="" type="checkbox"/> 自分で納付
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日		他都道府県の事務所等	別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所	氏名	住所			
					所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	住所			

ここにチェックします。

【住民税申告書】

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き (特別徴収) 自分で納付 (普通徴収)

8. 給与支払報告書の記入方法

給与支払報告書の記入は、次の要領に従って記入して提出してください。

① 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した従業員の場合

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した従業員の源泉徴収は、所得税法別表第二または第三（以下、「給与所得の源泉徴収税額表」という）の甲欄を使用して所得税を徴収し、年末調整を行うこととなります。

② 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出がない従業員の場合

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出がない従業員の源泉徴収は、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄を使用して所得税を徴収しますが、年末調整は行うことができません、この場合、給与支払報告書（源泉徴収票）の乙欄に○印を記入してください。

③ 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の提出をしている従業員の場合

「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けている従業員の源泉徴収は、乙欄を使用し扶養親族等1人あたり決まった額を控除して所得税を徴収しますが、年末調整を行うことはできません。この場合、給与支払報告書（源泉徴収票）の乙欄に○印を記入してください。

④ 従業員が退職した場合

退職した従業員の給与支払報告書（源泉徴収票）の「中途就・退職」欄には退職に○印と退職年月日を記入してください。

注）「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出について

国内において給与の支払いを受ける居住者は、原則としてこの申告書を提出しなければなりません。（所法194①、地方税法317の3の2）

給与所得者が2以上の給与の支払者から給与の支払いを受ける場合には、この申告書は、いずれか一の給与の支払者に対してのみ提出することができます。また日雇労働者のように、その給与について適用される税額表が日額表の丙欄とされる人は、この申告書を提出する必要はありません。（所法197ニ）

※ この申告書を提出しないと源泉徴収の段階で受けることのできる諸控除が受けられないこととなるばかりか、月々（日々）の源泉徴収の際には源泉徴収税額表の乙欄による税額（この申告書を提出した場合の甲欄による税額よりも高額となっています。）が徴収されるほか、年末調整も行われなくなることとなります。また、住民税に関する事項は、年少扶養親族（16歳未満）を含めて判断する非課税（均等割、所得割）判定に利用されます。